

議事（２）

条例による本人確認情報独自利用事務の追加について

知事が本人確認情報を利用することができる事務及び知事以外の県の執行機関に本人確認情報を提供する事務として別表１及び別表２に掲げる事務を、本人確認情報を利用することができる事務を定める条例（平成１９年３月１３日山口県条例第２号）に追加する。

（理由）

本人確認情報については、法令で定められたもののほか、都道府県が条例で定める事務についても利用することができることとされている（住民基本台帳法第３０条の８）。

本県においては、現在、「本人確認情報を利用することができる事務を定める条例」により１６の事務を定めているところであるが、昨年度の当審議会からの意見を踏まえ、対象事務を拡大することにより、各種届出書等への住民票の添付や県の機関による住民票の公用請求を不要にし、県民の利便性の向上や行政の効率化を図るものである。

県独自利用事務候補一覧

別表1(住民基本台帳法第30条の8第1項第2号に規定する事務)

根拠規定等	事務	関係部局課
地方税法に関する事務	1 個人事業税の納付義務があると認められる者の氏名、住所照会	総務部 各県税事務所 (税務課)
	2 個人事業税の納付書等が返戻された場合の氏名、住所照会	
	3 未申告法人の代表者の氏名、住所照会	
	4 還付通知書が転送等で本人に届いた後、支払い方法の変更届出があった場合の氏名、住所照会	
山口県吏員恩給条例に関する事務	5 恩給の現況届の住所確認	総務部 給与厚生課
肥料取締法に関する事務	6 特殊肥料生産業者届出書の住所確認	農林水産部 農業振興課
	7 肥料販売業務開始届出書の住所確認	
山口県獣医学生修学資金貸付規則に関する事務	9 獣医学生修学資金貸付申請書の住所確認	農林水産部 畜産振興課
	10 獣医学生修学資金交付申請書の住所確認	
	11 連帯保証人変更願の住所確認	
森林法に関する事務	12 保安林指定施業要件の変更通知が返戻された場合の地権者の住所照会	農林水産部 森林整備課
浄化槽法に関する事務	13 特例浄化槽工事業者届出書の住所確認	土木建築部 監理課
	14 特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書の住所確認	

別表2(住民基本台帳法第30条の8第2項に規定する事務)

根拠規定等	事務名	関係部局課
地方自治法に関する事務	15 住民監査を請求した者の住所照会	監査委員事務局
	16 個別外部監査を請求した者の住所照会	

条例による本人確認情報独自利用事務の追加について

1 前回審議会における委員の意見について

「対象事務を拡大すること」

(検討事項) 複数事務による端末の共同利用により、処理件数の少ない事務まで対象を拡大する。

2 前回までの検討状況について

(1) 前々回(H18)

対象を「条例・規則により住民票添付が義務づけられている事務」に限定する。

・ 限定した理由

独自利用のため条例化する際に、住民票添付が条例等で義務付けられていないのは、好ましくないとの判断から。

・ 検討結果

住民票添付を求めているながら、条例等で義務付けられていない事務は、独自利用の対象事務としなかった。(負担軽減に寄与していない。)

(2) 前回(H19)

対象を、県が本人確認情報を必要とする事務とする。

・ 公用請求を行う事務についても対象とする。

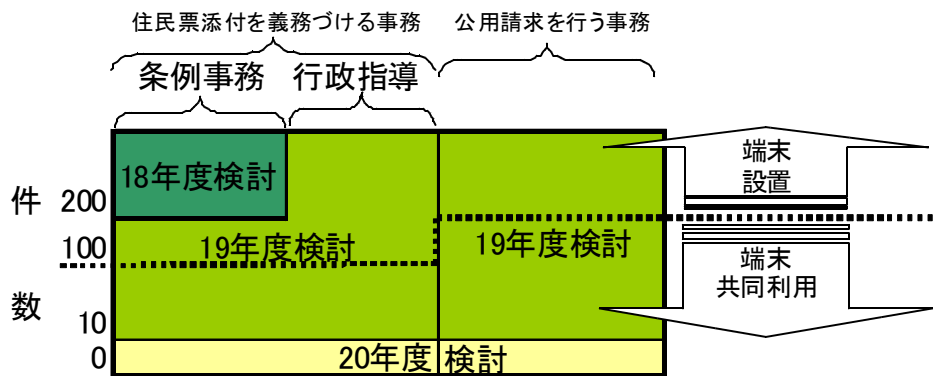
・ セキュリティ確保のため、利用件数が年間10件以上の事務を対象とする。

3 今回の検討について

(1) 対象

県が本人確認情報を必要とする事務 (利用件数が年間10件未満の事務を含む)。

【参考1：事務検討状況】



(2) 対象事務の抽出条件

【条件1】

県が行う事務のうち、既に住民基本台帳法 (別表又は条例) で利用について定められている事務を除いた事務

【条件2】

次の①又は②に該当する事務

- ① 住民票の添付を求めている事務で、本人確認情報の4情報 (氏名、生年月日、性別、住所) の利用により、住民票の添付が不要になるもの。
- ② 市町長に対する住民票の公用請求に替えて、本人確認情報の4情報 (氏名、生年月日、性別、住所) を利用することにより、事務効率が向上するもの。

(3) 抽出結果

「条件1」及び「条件2」に合致した16事務を抽出

【事務抽出状況】

本人確認情報 を必要とする 事務 (合計)	住基ネット利用事務		住基ネットの独自利用ができない事務				20年度 検討 対象 事務 16
	条件1により 除かれる事務		条件2により除かれる事務				
	法別表 事務	条例利 用事務	世帯情報 等が必要	事務手続上 住民票写し 添付が必要	法令上住 民票写し 添付必要	その他	
220	58	20	74	28	6	18	

※事務の数は、各事務主管課への「住基ネットの利活用に対する調査」の際の数であり、住民票の写しを添付する書類が複数あるときはそれぞれ1事務として計上している。このため法令・条例上の事務の数とは必ずしも一致しない。

【平成20年度検討対象事務】

No	事務の名称	事務の内容（住民票との関係）	年間件数	事務を行う課・所
1	個人事業税賦課に関する事務	納税義務があると認められる者の氏名、住所照会のための公用請求	70	各県税事務所
2	個人事業税賦課に関する事務	納付書等が返戻された場合の氏名、住所照会のための公用請求	10	各県税事務所
3	法人事業税賦課に関する事務	未申告法人の代表者の氏名、住所照会のための公用請求	30	各県税事務所
4	還付金支払いに関する事務	転居者の支払方法変更届の確認のための公用請求	370	各県税事務所
5	恩給条例に関する事務	現況届に住民票記載事項証明書添付	50	総務部 給与厚生課
6 ～7	肥料取締法に関する事務	特殊肥料生産者業届出書・肥料販売業務開始届出書に住民票添付（計2事務）	0～1	農林水産部 農業振興課
8	農薬取締法に関する事務	農薬販売届に住民票添付	3	病虫害 防除所
9 ～11	山口県獣医学生修学資金貸付規則に関する事務	貸付申請書・資金交付申請書・連帯保証人変更願に住民票添付（計3事務）	15	農林水産部 畜産振興課
12	保安林指定施業要件の変更に関する事務	保安林指定施業要件変更通知が返戻された地権者の住所照会時の公用請求	50	農林水産部 森林整備課
13 ～14	浄化槽工事業に関する事務	工事業者届出書及び届出事項変更届出書に住民票添付（計2事務）	20	土木建築部 監理課
15 ～16	住民監査請求に関する事務	住民監査請求及び個別外部監査請求の請求者の住所照会のための公用請求（計2事務）	1～2	監査委員事 務局

4 実施に向けての検討

下記のとおり検討した結果、①～⑦、⑨～⑯の計15事務を、本人確認情報独自利用対象事務として追加することとしたい。

【検討結果詳細】

No	事務の名称	端 末	検討結果	先例都道府県
①	個人事業税賦課に関する事務	県税事務所 既設	行政の事務効率化が図れるため利用事務としたい。	岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、東京都、滋賀県、島根県、広島県、香川県
②	個人事業税賦課に関する事務	県税事務所 既設	行政の事務効率化が図れるため利用事務としたい。	岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、東京都、滋賀県、島根県、広島県、香川県
③	法人事業税賦課に関する事務	県税事務所 既設	行政の事務効率化が図れるため利用事務としたい。	岩手県、秋田県、福島県、茨城県、東京都、滋賀県、広島県、香川県
④	還付金支払いに関する事務	県税事務所 既設	行政の事務効率化が図れるため利用事務としたい。	東京都、佐賀県
⑤	恩給条例に関する事務	給与厚生課 既設	住民の負担軽減が図れるため利用事務としたい。	岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、東京都、静岡県、岐阜県、石川県、兵庫県、島根県、広島県、佐賀県、長崎県
⑥ ～⑦	肥料取締法に関する事務	市町課 既設	住民の負担軽減が図れるため利用事務としたい。	岩手県、静岡県、石川県、島根県、広島県、佐賀県
8	農薬取締法に関する事務	—	公文書庁外持出によるセキュリティ上の問題があるため利用事務としない。	—
⑨ ～⑪	山口県獣医学生修学資金貸付規則に関する事務	市町課 既設	住民の負担軽減が図れるため利用事務としたい。	山形県、福島県、静岡県、滋賀県、島根県、広島県
⑫	保安林の指定施行要件の変更に関する事務	市町課 既設	行政の事務効率化が図れるため利用事務としたい。	なし
⑬ ～⑭	浄化槽工事業に関する事務	市町課 既設	住民の負担軽減が図れるため利用事務としたい。	なし
⑮ ～⑯	住民監査請求に関する事務	市町課 既設	行政の事務効率化が図れるため利用事務としたい。	岩手県、山形県、静岡県、滋賀県、島根県、広島県

【コスト削減効果及びセキュリティについての検討】

- ・導入にあたって本人確認情報の利用によりコスト削減効果が費用を上回ること
- ・住基ネット運用にあたってのセキュリティが確保できること

① 業務端末を単独設置する場合（今年度該当なし）

住民票添付に替える場合：年間100件以上の利用が必要
住民票の公用請求に替える場合：年間200件以上の利用が必要
→今年度該当なし

② 既に業務端末を設置している所属が既設の端末を利用する場合（事務1～5）

利用件数に制限不要

→事務1～5を独自利用対象事務とする。

③ 業務端末未設置の所属における単独設置の要件を満たさない場合（事務6～16）

同一の庁舎内に、業務端末が設置された他の所属がある所属の事務については、端末を共同利用する。

なお、共同利用の際にはカードを端末設置所属（本庁の場合は市町課）において集中管理する等セキュリティ確保のための対策を講じる。

◎ 共同利用にあたっての検討課題

ア 共同利用にあたって、個人情報の記載された書類を所属から持ち出すことに係る情報管理上の問題

イ 端末が設置されていないセキュリティ責任者（本人確認情報利用所属の長）が他所属の端末を使用する場合の、システムの安全管理上の責任体制

◎ 検討結果

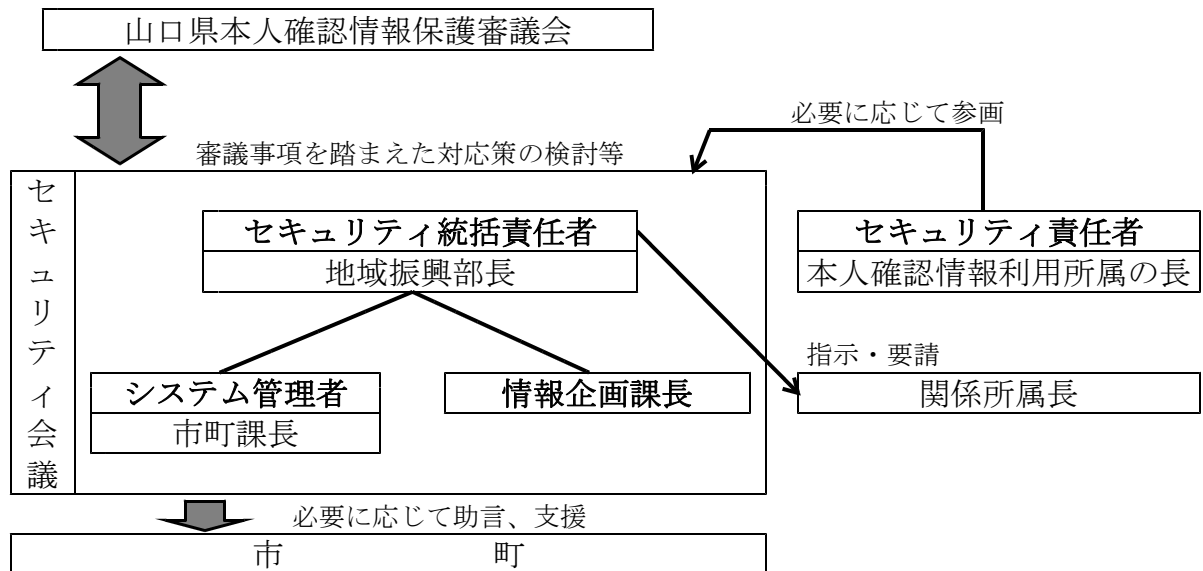
ア 山口県公文書取扱規程では、個人情報が記載された資料の庁外への持ち出しを原則として認めておらず、庁外の他所属に設置された端末を利用する場合は、個人情報が記載された書類の持ち出しとなるため、情報管理上の問題がある。

イ 端末を設置する所属の長は、他所属の職員が端末を利用する際のシステムの安全管理責任も負うこととなることから、現在のセキュリティ体制上問題があるが、運用管理基準で責任を明確化することで対応可能。

→事務6、7、9～16を独自利用対象事務とする。

事務8については、情報管理上の問題があるため引き続き検討。

【参考2：セキュリティ体制図】



5 今後の予定

- (1) 来年3月 条例改正
- (2) 体制整備後 事務ごとに本人確認情報の利用開始

(参考) 県独自利用事務一覧

平成20年3月18日改正

根拠規定等	事務名	関係部局課
地方税法に関する事務	(ア) 不動産取得税の軽減措置に係る申告等の事実の確認	総務部 税務課
	(イ) 納税通知書の返戻に係る納税義務者等の住所等の確認	
	(ウ) 督促状等の返戻に係る納税義務者等の住所等の確認	
	(エ) 軽油引取税の犯則事件に係る犯則嫌疑者等の住所等の確認	
介護保険法に関する事務	(ア) 介護支援専門員登録申請書に係る氏名、住所確認の事務	健康福祉部 長寿社会課
	(イ) 介護支援専門員登録事項変更届出書に係る氏名、住所確認の事務	
山口県心身障害者扶養共済制度条例に関する事務	(ア) 山口県心身障害者扶養共済制度加入等申込書に係る氏名、住所確認の事務	健康福祉部 障害者支援課
	(イ) 脱退一時金請求書に係る氏名、住所確認の事務	
	(ウ) 年金受給権者現況届に係る氏名、住所確認の事務	
漁船法に関する事務	(ア) 漁船建造、改造、転用許可申請書に係る氏名、住所確認の事務	農林水産部 水産振興課
	(イ) 漁船登録申請書に係る氏名、住所確認の事務	
	(ウ) 漁船変更登録申請書に係る氏名、住所確認の事務	
貸付金の返還債務の免除に関する条例に関する事務	(ア) 介護福祉士修学資金貸付金の債権管理のための氏名、住所確認の事務	健康福祉部 厚政課
山口県高齢者住宅整備資金貸付規則に関する事務	(ア) 高齢者住宅整備資金貸付金の債権管理のための氏名、住所確認の事務	健康福祉部 長寿社会課
母子及び寡婦福祉法に関する事務	(ア) 母子・寡婦福祉資金貸付金の債権管理のための氏名、住所確認の事務	健康福祉部 こども未来課
山口県障害者住宅整備貸付規則に関する事務	(ア) 障害者住宅整備資金貸付金の債権管理のための氏名、住所確認の事務	健康福祉部 障害者支援課